

空母艦載機陸上訓練場と日米安保

増田好平

5年ぶりの訓練「強行」

天空を切り裂く金属音、それに続く暴風のような轟音—平成29年9月1日、米海軍空母ロナルド・レーガンの艦載機が神奈川県厚木飛行場を舞台に離発着を繰り返す「タッチ・アンド・ゴー」訓練を開始した。4日間に及ぶ訓練中、激しい騒音に苛まれた住民から神奈川県庁や綾瀬市など周辺自治体等に寄せられた苦情は千件を超えたという。

この訓練は、過去四半世紀、原則として東京から遥か1200キロ南方、小笠原諸島の硫黄島で実施されており、この十年間厚木で実施されたのは平成24年のみで、実に5年ぶりの実施であった。直前の8月末に通報を受けた政府は、何度も硫黄島での実施を要請したが、米軍は悪天候による空母出港の遅れを理由に受入れようとしなかったという。

Field Carrier Landing Practice（以下「FCLP」という。）と呼ばれるこの訓練は、パイロットが洋上で空母へ着艦できる資格の期限を延長するために必須のものであり、点検整備後の空母に実際に着艦する前に陸上の飛行場で行うこととされている。（因みに、FCLPのうち、夜間に実施する訓練をNLP（Night Landing Practice）という。）

FCLPは、空母ミッドウェイが初めて横須賀を母港化した昭和48年に三沢、岩国の両飛行場で開始されたが、米軍は厚木飛行場から遠方であるため時間や経費面の不利を理由に昭和57年から厚木においてFCLPを実施するようになった。

しかし、厚木周辺は年々都市化・人口増が進み、特にNLP時の深刻な騒音に対し住民や自治体からの抗議の声が高まる一方、米軍にとっても、市街化による灯火の明度が上がり、暗い洋上を模擬した訓練場としてはより不適當となっていた。この状況の変化に伴い、米側は適切な代替飛行場を厚木から100マイル（約180km）以内に確保するよう、日米首脳会談はじめ各レベルで要請してきた。こうして当時の防衛施設庁は、FCLPが開始されて10年後の昭和58年から代替飛行場を「建設」するため立地の検討を開始したのである。

混乱する代替地選定—関東平野と三宅島

もとより、この間政府は事態を傍観していたわけではない。関東平野及びその近辺に所在する既存の自衛隊飛行場においてFCLPが実施できないか、代替飛行場を「模索」していたのである。

防衛施設庁OBの証言によれば、百里（茨城）、木更津、館山（千葉）、静浜（静岡）といった候補地が浮上したが、滑走路長の不足、運用時間の制約、地元調整の困難さ等を理由に日米双方を満足させる代替地を見出すことはできなかったという。

昭和58年10月3日、厚木から南150kmに位置する三宅島の雄山が突然噴火した。幸いにして人的被害は生じなかったが、火口から噴出した溶岩流が数百棟の住宅や建物を飲み込んだ。

政権与党たる自民党の動きは早かった。政務調査会基地対策特別委員会の下に「艦載機夜間着陸訓練場問題に関する小委員会」を設置して、三宅村村議会議員と協議を重ねた。12月に至り、島民の安全確保の観点から複数の空港設置を求める意見が島民の中から上がっているとして、三宅村議会は、「官民共用の飛行場として大型ジェット機が離着陸可能な空港の整備を国の全額負担により実施されたい」旨の意見書を議決し、中曽根首相宛てに提出した。

ところが、その後開催された村内各地区の住民集会では反対意見が大多数を占め、各自治会から意見書撤回の請願書が提出されたため、村議会は翌59年1月、一転して前意見書に反対する意見書を議決、その中で、「艦載機の発着訓練のための代替飛行場としての機能を有する『官民共用』の飛行場の建設を行わないよう強く要望する」旨謳った。2月に行われた村議会選挙では、定数14名中、反対派が13名を占めた。三宅村は代替施設建設についてほぼ反対一色となったのである。

それでも、防衛施設庁は代替施設の適地調査を実施し、米側の要求する立地条件に適合すること、滑走路を海岸近くに設置することにより住宅地上空を飛行せず、旋回コースを海上に設定すれば騒音の影響を局限化できること、などの結果から三宅島が適地であるとの結論に至り、同村当局をはじめ関係者に理解を求めるべく地元説明を繰り返した。

自民党も、国民運動本部を中心に国会議員団を派遣し島民と意見交換をしたり、700億円にのぼる三宅島振興計画を策定するなど活発な活動を行った。しかしながら、村当局と村民は、なお、反対の態度を崩すことなく、いたずらに時が過ぎていった。

三宅島は平成12年に再び大噴火に見舞われ、村民全員が島外に避難する事態となり、火山ガス（二酸化硫黄）の噴出が長く続いたことから、村民は4年半の避難生活を強い

れることとなった。政府は公式には何らコメントしていないが、事実上、三宅島に FCLP 施設（軍民共用空港）を建設することは断念したと思われる。

この三宅島案が頓挫した理由は何であろうか。私は、最大の要因として、入念な地元調整の欠如にあったと考える。噴火後、島民たちは生活が続けることができるか不安に駆られている時期、村議会議員のみに根回しを行い、村役場幹部や島内の自治会役員等へ事前調整を図らずに唐突に軍民共用空港案を議会で打ち出したことにあるのではないか。

戦後、駐留軍の後方支援業務を担うため調達庁として発足した防衛施設庁は、政策企画事務が中心の霞が関とは異なり、地域に深く入り込み汗と涙を流しながら防衛施設の取得・維持管理を実現してきた。自らを「土民軍」と誇らしげに称した時代が昭和とともに終焉を迎えつつあった。

「暫定」訓練場としての硫黄島

代替地選定の進展が見られないことによる米側の苛立ちは大きく、政府は昭和 63 年、三宅島に代替飛行場が設置されるまでの間、自衛隊飛行場がある硫黄島の使用を含むあらゆる暫定措置を検討するよう米側に申し入れ、調整を進めた結果、翌平成元年、硫黄島を暫定的に使用することについて、次のとおり基本的了解に達した。

- ① 米軍は、日本側が所要の施設整備等を行うことを前提として、硫黄島で暫定的に艦載機着陸訓練を実施する。
- ② 米軍は、概ね 4 年間と見込まれている施設の整備が完了する前であっても、整備の進捗に応じ可能な規模で硫黄島で訓練を開始する。
- ③ 日本側は、これに要する施設整備等を日米地位協定及び国内法令の範囲内で行う。

こうして、約 170 億円の工事費を投じ、平成 3 年 8 月に硫黄島で初の FCLP が行われ、施設整備が概ね完了した平成 5 年度以降は本格的な訓練が同島で実施されることとなったのである（燃料や食料などの調達は毎回日本側が全て負担している）。

しかしながら、硫黄島での訓練はあくまでも「暫定的」な措置であり、米側は、厚木から約 1200 キロ遠方の硫黄島までの間に、艦載機が非常時に緊急着陸する場所がないため乗員の安全確保上問題ではあるが、米軍基準の特例としてやむなく受け入れているとの認識が強く、早急に恒常的な FCLP 施設を設置するよう日本側に求めていた。

平成 15 年 1 月、岩国飛行場にほど近い広島県沖美町（当時、現江田島市）の谷本町長は記者会見を開き、町議会全員協議会で賛成を得たとして、同町の大黒神島への NLP 施設

の誘致を要請する、と発表した。しかし、事前に話を聞かされていない広島県知事、周辺自治体首長、漁協長などから猛然と反発され、4日後、町議会は誘致を撤回した。三宅島の教訓はここでも生かされなかったのである。

新たな代替地の模索

日米間の安全保障政策協議の枠組みとして最高位にあるのは、日米安全保障協議委員会、いわゆる^{ツープラスツー}2 + 2（両国の外務・防衛担当閣僚で構成）である。

平成17年10月、「日米同盟：未来のための変革と再編」と銘打たれた2 + 2共同発表の中で、空母艦載機の厚木から岩国飛行場への移駐が謳われ、同項で「FCLPのための恒常的な訓練施設の特定。それまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島でFCLPを実施する。日本政府は、米海軍航空兵力のFCLPのために受け入れ可能な恒常的な訓練施設を提供するとのコミットメントを再確認する。」との一文が挿入された。

周辺で市街化と人口増加が進む厚木飛行場を離れ、元々沿岸部にある滑走路を1km沖合に移設することが近く見込まれていた岩国飛行場へ艦載機を移転することは、両政府にとっても騒音問題解消のための有効打であったが（硫黄島への暫定移転後も厚木でのFCLPがゼロになった訳ではなく、そもそも通常訓練は従前通り行われていた）、米側は、代替施設のことを忘れてはいなかったのである。

翌平成18年5月には「再編実施のための日米のロードマップ」が発表され、「恒常的なFCLP施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月またはその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。」と候補地を決めることを約束した。

その後、平成21年8月の総選挙の結果、自民党に代わり民主党政権が誕生したが、鳩山首相は名護市辺野古沖に建設予定の普天間飛行場代替施設を「最低でも県外」へと日米合意を大転換するも、翌年結局断念した。

この新政権の態度により同盟国としての信頼感が傷つけられたことは誰の目にも明らかであり、信頼回復の一手段としてFCLP施設検討の加速化が急務であった。西日本の離島や岩礁、就中、無人島を中心に机上調査した上で、埋め立てが不要で造成工事が比較的容易な島に限定し、着目したのが鹿児島県種子島の西12kmに浮かぶ小島だった。

こうして平成23年6月、2 + 2は「在日米軍の再編の進展」において、「日本政府は新

たな自衛隊施設のため、馬毛島が検討対象となる旨地元の説明することとしている。(中略)併せて米軍のFCLPの恒久的な施設として使用されることになる。閣僚は、長年にわたる問題の解決は、同盟への極めて重要な前向きな貢献となると認識した。」と三宅島以来28年ぶりに候補地の固有名詞を謳ったのである。

馬毛島の戦略的価値

我が国を取り巻く北東アジア、就中、南西地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、平素の活動に加え、グレーゾーンの事態を含め、自衛隊の対応が求められる事態が今後益々増えることが想定される。このため、平素から訓練・演習を戦略的に実施することは論を待たず、安全保障環境に即した部隊配置を考慮しつつ、部隊の機動展開を含む対処態勢を迅速に構築する必要がある。

具体的には、南西地域における大規模災害発生や島嶼部への攻撃がなされた場合、

- 一、 各種災害に対し、被害状況の収集、救助活動、応急復旧等の迅速な対応のため、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開を可能とし、長期間にわたり持続可能な対処態勢の構築、
- 二、 事態生起時に自衛隊の部隊が迅速かつ継続的に対応できるよう、南西地域に展開基盤を確保するなど後方支援能力を向上することが必要と防衛省は考えている。

こうした考えに基づき、現在の大綱・中期防で各種部隊新編などを定め、毎年度着実に予算化等を進めているところである。もし、無人島であり、820haの面積を有する馬毛島を自衛隊が使うことができるとすれば、西日本では十分とは言えない弾薬庫や災害時の支援物資を保管する倉庫群を置いたり、エアクッション艇・輸送ヘリなどによる上陸訓練、空挺隊員による高高度潜入訓練、上陸後の部隊展開・拠点確保訓練などを同時に行うことができると見込まれるが、現在このような施設を自衛隊は所有していない。

しかも、全島にわたり比較的平坦な地形であり、大規模な造成工事なしに8000フィート級滑走路を設置するだけの地形・面積がある。艦載機が移駐した岩国から約400kmの距離は米軍も許容しており(硫黄島までは約1400km)、心配される騒音問題も種子島まで12km離れているため生起することもない。

米海軍の空母打撃群は米国の海外展開兵力の要のひとつであり、一朝有事の際の矛であることはもとより、地域安定のための抑止力の象徴たる存在である。その艦載機のパイロットが技量を維持するために必須の訓練を岩国近傍で効率的に行えるよう日本側が訓練用

飛行場を提供することは、単に日米安保条約の義務だけでなく、日米安保体制を有効ならしめるための必要十分条件であるといっても過言ではない。

われわれは今、何をなすべきか

これまで見てきた通り、我が国の安全保障上、極めて高い重要性和非代替性を有する馬毛島でFCLPを実施できるように措置することは喫緊の課題であるが、もちろん島の所有者の理解と承認が前提であることを忘れてはならない。

馬毛島の土地の大部分（約99%）はタストン・エアポートという民間企業が所有しているが、同社社長の立石勲氏は平和相互銀行（当時）が設立した会社から平成7年に所有権を取得後、日本版スペースシャトル用の着陸場など各種産業を誘致したものの実現しなかった。平成23年以降、防衛省が取得検討の意思を示したことに呼応したが、売買ではなく賃貸ならば応じるとし、その賃料も有人島である種子島の相場とかけ離れた額を提示していたという。

平成28年に至り、同氏は、国と双方の不動産鑑定を基に売却の意向を示し、調整を行っているが、両者の鑑定額にはとてつもない差があるといわれている。

同氏は、自らインタビューに応じるなど、しばしばメディアに登場しているが、賃貸や売却、あるいは信託など条件を二転三転したり、中国人からも購入のオファーが来ていると述べたりして、その意思は必ずしも明らかではない。ただ、交渉が7年経過してもここまで難航しているのは、一言でいえば、高値でなければ譲渡する気がないといしか考えられない。他の小さな無人島の山を削り埋め立てするよりは経費的に有利なので、同氏の言い値で馬毛島を購入するという考え方もあろうが、国が不動産を取得する際には適正な額によるべきことは国民として当然の要求であろう。

平成30年6月、タストン・エアポート社に対し債権者が破産の申し立てを行ったことにより同社の財産の保全管理命令が出たという報道があったが、同社は債権者に申し立ての取り下げを要請しているようであり、また、仮に裁判所が破産決定を行ったとしても競売となるだけで直ちに国が落札できる保証もなく、さらには、複雑な権利関係が設定されたといわれる土地の取得は国にとって樂觀を許すようなものではないであろう。

こうした現状を打破するための解決策は何であろうか。これまで見てきた重要性、緊急性と非代替性を勘案するに、残された手段は、土地の使用又は収用しかないのではなかろうか。私有財産を道路用地など公共用に転用する根拠法は土地収用法が有名であるが、そ

の在日米軍版ともいべき法律に駐留軍用地特別措置法がある。

この一般にはなじみの薄い昭和27年制定の法律は、平成7年に当時の大田沖縄県知事が、在沖米軍基地内にある反戦地主などの土地の使用権原を延長する手続きを拒否したことを機に、知事権限を政府に移すなどの改正が行われ、大きな注目を集めた。

在日米軍に施設や訓練区域を提供することは日米安保条約上の日本政府の義務である。この義務の履行のための土地の取得は、一般の公共事業用地と同様に所有者との合意に基づき行うことが原則であることは言うまでもない。しかし、高い公共上の必要があるのにその合意が得られない場合には、この法律により収用委員会の審理などの手続きを経て使用・収用を可能とすることで、条約上の義務履行と財産権との調整が行われるのである。

その手続きは、土地収用法と大体同様であるが、相違点は、国土交通大臣ではなく防衛大臣が使用・収用の認定者となる点、市町村長や知事の行う公告・縦覧等を防衛大臣が自ら行う点などであり、必要な土地の使用・収用について政府が最終的に執行責任を果たせる仕組みが導入されているのである。この法律に基づく土地の使用例は過去多数あり、新規の収用に適用された前例もある。政府は早急にこの検討を行ってほしい。

おわりに

もちろん、政府として、安全性や騒音の影響などを種子島の住民や自治体に対して十分に説明し理解を求める必要があることは論を待たない。平成23年7月に防衛副大臣が種子島を訪問して以来、非公式ではあるものの、行政・議会関係者、商工会、漁協、農協、建設業界等に幅広く概要などをインフォームする活動も行っているようである。平成19年に地元一市三町（屋久島町を含む）の行政・議会で結成された「米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会」は当初、FCLP 施設設置は未来永劫断固反対などと謳っていたが、その後は「公正中立な立場から情報収集し、住民に説明したい」と離脱が相次ぎ、最後に残った西之表市長も平成30年2月に協議会の解散を決めた。

今後、反対意見を持つ住民などが反対運動を活発化することも種子島の内外で様々な利害関係が絡んでくることも当然予想される。しかし、政府にとって、粘り強く誠意をもって地元調整を行い、適正価格での買収の見通しが全く立たない以上、駐留軍用地特別措置法を適用し馬毛島の国有地化と基地建設を進め、自衛隊の訓練やFCLP を同島で可能ならしめることはもはや一日の猶予もないのである。

以 上